



家にある古い消火器や、錆びついた消火器等、処分に困った事はありませんか？
 消火器はリサイクル処理が困難なため、これまではあまり回収が進んでいませんでした。一方で、老朽化消火器が破裂して怪我をする等の事故が発生しています。そこで、これらの類似事故の再発防止や、廃棄物の削減、不法投棄の防止を推進する為に、平成22年1月1日より新しい制度が導入されました。

廃消火器リサイクルシステムの概要

1. 一般家庭や事業所等

消火器リサイクルシールの貼付

消火器のリサイクルのために、必要な処理費用や物流費用をリサイクルシール代として徴収し、廃消火器に貼付する事によりスムーズで確実なリサイクルが可能となりました。



2. 販売代理店が担う特定窓口

新しいリサイクルシステムでは、消火器メーカーで構成される消火器工業会が、団体として廃棄物処理の一定の資格を取得することで、どのメーカーの消火器でも回収が可能となりました。また、消火器工業会から委託を受けた全国の販売店が回収窓口となり効率的な回収を行います。



※最寄りのリサイクル窓口
 (消火器リサイクルセンター)

3.リサイクル施設

回収された消火器は、リサイクル施設で金属部品、ゴム・樹脂、消火薬剤等に適切に分別され、各個ごとにリサイクル(売却)、廃棄物(処分)、再生処理がなされます。

